

富士市電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市における電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）により作成した文書に電子署名を行う方法で締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定より講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者（富士市の委託に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が市及びその契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (4) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。
- (5) 担当者 市の職員のうち、契約相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。
- (6) 承認者 市の職員のうち、契約相手方及び担当者が承認した電子契約書と決裁を得たものが相違ないことを確認する者をいう。
- (7) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (8) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻の証明をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約の対象とする契約は、富士市の締結する契約であって、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が200万円超1億5,000万円未満の建設工事（ただし、災害復旧工事等の緊急を要する工事を除く）
- (2) 予定価格が100万円超の建設関連業務委託
- (3) 当初契約であること
- (4) 受注者が電子契約を承諾したものであること

(承認者の設置)

第4条 契約を締結する所属に承認者を置き、所属長をもってこれに充てる。承認者が不在のときは、担当者が承認者の業務を行うものとする。

(電子契約の運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、財政部契約検査課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態を維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するとともに、効率的な運用をすること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントは、運用管理者が設定し、各課等に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントを使用した電子契約サービスは、それぞれの担当者が行う。

4 パスワードの設定及び変更は、運用管理者が行う。

5 運用管理者は、パスワードを他者に知られないように適切に管理しなければならない。

(電子契約の申し出)

第7条 担当者は、契約者からの電子契約利用同意書（様式第1号）の提出により、当該契約者に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

(電子契約書のアップロード)

第8条 担当者は、次の手順により電子契約書のサービス提供事業者への送信（以下「アップロード」という。）を行う。

- (1) 登録しているアカウント及びパスワードにより、電子契約サービスに接続する。
- (2) 電子契約サービスで指定する電磁的記録により作成した文書に変換した契約書一式が決裁を得たものと相違ないことを確認の上、当該契約書一式をアップロードする。
- (3) 書類情報、契約の相手方に関する情報等の詳細情報を入力し、電子契約書の送信順等の設定を行う。

（契約の締結）

第9条 担当者は、承認者の確認及び承認を経て、電子契約書に電子契約サービスによるタイムスタンプ及び電子署名を付与する。

（電子契約書の保存）

第10条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

- 2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法定等の規定に違反する場合においては、この限りではない。

附 則

この要領は、令和7年11月14日から施行する。